

届出が必要なとき

隠岐の島町外へ転出するとき

町外へ転出の際は受給資格証を必ず役場へご返却ください。資格喪失届の手続を行う必要があります。

転出後に受給資格証を使用された場合は、当該医療費を町に返還していただくことになります。

転居されたとき

町内で住所変更した場合は届出をしてください。
必要なもの：受給資格証

転職されたとき

健康保険証に変更があった場合は届出をしてください。
必要なもの：保険証、受給資格証

ご加入の健康保険から高額療養費や付加給付金が支給されるとき

受給資格証を使用された医療費に対し、ご加入の健康保険から高額療養費や付加給付金が支給される場合は、役場に届け出てください。支給された分に関して医療費を返還することになります。

ご協力ください

高額な医療を受けるとき

入院などで医療費が高額になるときは、『マイナ保険証』または『限度額適用認定証』を医療機関等の窓口にご提示ください。

※『限度額適用認定証』はご加入の健康保険への交付申請が必要です。医療機関で清算される前に交付を受けてください。

学校の管理下でケガ等をされたとき

学校管理下での負傷、疾病等については、受給資格証を使用せずに、各学校で加入している「災害共済給付制度」をご利用ください。条件により制度対象外の場合のみ、子ども等医療費助成の対象となります。

「災害共済給付制度」の申請・お問い合わせは各学校までお願いします。

※医療費助成の財源は、町民の皆様の貴重な税金です。医療機関の適正受診にご協力ください。

例) お薬手帳の活用、日中の一般診療での受診



隠岐の島町

子ども等医療費助成制度

高校生世代まで

医療費が無料になります



お問い合わせ先

隠岐の島町役場 町民課国保年金係

☎08512-2-8560

子ども等医療費助成について

対象者

隠岐の島町に住所を有し、かつ健康保険に加入している18歳まで（18歳到達後、最初の3月31日まで。ただし、4月1日生まれの子は、誕生日前日の3月31日まで）の子ども（生活保護や、その他の制度で助成を受けことができる人を除きます。）

助成を受けるためには

あらかじめ受給資格証（ブルー）の交付を受ける必要があります。次のようなときに手続きしてください。

- 隠岐の島町に引っ越してきた
- 子どもを出生した

受給資格証申請に必要なもの

- 対象児の健康保険証

助成できないもの

- 保険適用外の医療費
- 予防接種
- 健康診断
- お薬等の容器代
- 入院時のベッド代や個室代 等

支給方法について

① 現物給付

病院・薬局などでの保険医療による自己負担分を窓口で支払うことなく、無料で医療を受けられます。

利用するためには

毎回必ず、マイナンバーカードまたは健康保険証に「受給資格証」を添えて、医療機関窓口にご提示ください。

県内の医療機関は、すべて現物給付で対応しています。（一部県外医療機関あり）

② 償還払い

以下の場合、一旦窓口で支払い、後日助成を受けることができます。

- ・県外医療機関での受診
- ・受給資格証を提示しなかった
- ・コルセットなど治療用装具（補装具）作成

申請先

隠岐の島町役場 町民課国保年金係
各支所・出張所

必要なもの

- 領収書
- 保護者または、子ども名義の通帳
- 受給資格証
- その他必要書類（限度額超過分の支給決定通知書等）

受付期間

受診の翌月から2年以内

（例）4月受診した分の領収書は、翌々年の4月末日まで

助成方法

後日、保護者または、子ども名義の口座に振り込みます。

ご注意ください

高額療養費の支給を受けた方

ご加入の健康保険から発行された『支給決定通知書等の入金額が証明できるもの』をお持ちください。

治療用装具を作成された方

予めご加入の健康保険に申請し、『支給決定通知書等の入金額が証明できるもの』と『医師の証明書』と『領収書』をお持ちください。（写し可）

保険証を提示せず10割（全額）支払われた方

予めご加入の健康保険に申請し、『支給決定通知書等の入金額が証明できるもの』をお持ちください。